

第 12 号

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例

熊本県立技術短期大学校条例（平成8年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「電子システム技術科」を「電子情報技術科」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項に規定する電子システム技術科は、この条例による改正後の熊本県立技術短期大学校条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

（提案理由）

熊本県立技術短期大学校で実施する職業訓練の内容の見直しに伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。